



発行 新潟県
第76号
 令和3年10月1日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1076 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 1077 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健総務課)
- 1078 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 1079 保安林の指定(治山課)
- 1080 保安林の指定(治山課)
- 1081 公共測量の実施通知(監理課)
- 1082 公共測量の実施通知(監理課)
- 1083 公共測量の実施通知(監理課)
- 1084 公共測量の実施通知(監理課)
- 1085 道路の区域変更(道路管理課)
- 1086 道路の供用開始(道路管理課)
- 1087 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1088 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1089 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1090 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1091 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1092 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1093 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)

公 告

- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

病院局管理規程

- 7 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

病院局公告

- 新潟県立病院診療材料調達業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集(病院局業務課)

選挙管理委員会規程

- 13 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

- 54 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)
- 55 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)
- 56 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)

正 誤

- 令和3年6月15日付け県報第46号告示第780号中(治山課)



◎新潟県告示第1076号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------|------------------|-----------|
| 医療法人社団 植木医院 | 上越市本町1丁目4番8号 | 令和3年9月1日 |
| 羽尾医院 | 上越市稲田3-6-20 | 令和3年9月24日 |
| 名立歯科診療所 | 上越市名立区名立大町196 | 令和3年9月1日 |
| 大手薬局上越店 | 上越市稲田3丁目6番17号 | 令和3年9月24日 |
| 三条東病院 | 三条市北入蔵2丁目17番27号 | 平成29年5月1日 |
| むとう医院 | 三条市島田2-8-12 | 令和3年9月30日 |
| 医療法人社団憲和会 北入蔵歯科 ワタナベ | 三条市北入蔵1-3-16 | 令和3年9月1日 |
| アイン薬局 西裏館店 | 三条市西裏館1丁目9番41号 | 令和3年9月1日 |
| まえかわ歯科クリニック | 柏崎市鏡町7-12 | 令和3年4月20日 |
| 新発田皮フ科 | 新発田市新栄町2丁目11番56号 | 令和3年9月1日 |
| 村山歯科医院 | 新発田市大栄町7-1-8 | 令和3年9月1日 |
| 富樫眼科医院 | 村上市飯野1丁目1-20 | 令和3年9月28日 |
| あらかわ歯科クリニック | 村上市坂町1569番地2 | 令和3年8月1日 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ村上緑町 店 | 村上市緑町1丁目3番44号 | 令和3年8月1日 |
| よしだ病院 | 糸魚川市横町5-9-12 | 平成29年4月1日 |
| 永野歯科・矯正歯科医院 | 糸魚川市本町10-1 | 令和3年9月1日 |
| わだ耳鼻咽喉科クリニック | 阿賀野市下条町13-11 | 令和3年9月1日 |
| ほんだ病院 | 魚沼市原虫野433番地3 | 平成29年2月1日 |

◎新潟県告示第1077号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------|----------------|-----------|
| 医療法人社団 前川歯科医院 | 柏崎市東本町2丁目2番40号 | 令和3年4月19日 |
| あらかわ歯科クリニック | 村上市坂町1569番地2 | 令和3年7月31日 |

◎新潟県告示第1078号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------------|----|------------|
| 上越市安塚区高沢字田蓬清水214 | 田 | 753 |
| 上越市安塚区高沢字田蓬清水215 | 田 | 492 |
| 上越市安塚区高沢字田蓬清水216-1 | 田 | 59 |
| 上越市安塚区高沢字田蓬清水216-2 | 田 | 337 |
| 上越市安塚区高沢字田蓬清水218-1 | 田 | 196 |
| 上越市安塚区高沢字田蓬清水221-1 | 田 | 26 |
| 上越市安塚区高沢字菰足518-2 | 田 | 342 |
| 上越市安塚区高沢字菰足520-4 | 田 | 232 |
| 上越市安塚区高沢字菰足521-3 | 田 | 465 |
| 上越市安塚区高沢字菰足521-4 | 田 | 341 |
| 上越市安塚区高沢字菰足534 | 田 | 294 |

2 利用権の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 賃料に相当する補償金の額 |
|------|--------|------|--------------|
| 水稻栽培 | 令和4年1月 | 5年 | 17,595円 |

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第69号（令和3年9月7日発行）で告示したが、令和3年9月21日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局上越支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局上越支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1079号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区釜淵字朴ノ木平109、110、字東蟹沢126、127、130から136まで、字坪野137、顕聖寺字馬道444から449まで、450の1、450の甲、450の戊、字大山484から486まで

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1080号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市浦川原区飯室字岩平1231から1234まで、1236から1241まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1081号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）
- 2 作業期間 令和3年9月7日から令和4年3月4日まで
- 3 作業地域 新発田市内一円

◎新潟県告示第1082号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（ほ場整備 県営農地環境整備事業 杉野沢地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和3年9月30日から令和4年3月9日まで
- 3 作業地域 妙高市杉野沢ほか 地内

◎新潟県告示第1083号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（ほ場整備 県営農地環境整備事業 道之下地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和3年9月30日から令和4年3月9日まで
- 3 作業地域 上越市吉川区道之下ほか 地内

◎新潟県告示第1084号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年9月16日から令和3年12月24日まで
- 3 作業地域 糸魚川市小滝地内

◎新潟県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之河内梶屋敷停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|---|------|--------------|-----------|
| 糸魚川市大字道明字ヒバノ木299番3から 同市大字道明字宮ノ本435番1まで | 新 | 8.5～15.0メートル | 787.5メートル |
| | 旧 | 6.6～15.0メートル | 788.6メートル |

◎新潟県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 湯之河内梶屋敷停車場線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字道明字ヒバノ木299番3から同市大字道明字宮ノ本435番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月1日

◎新潟県告示第1087号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成29年2月28日新潟県告示第195号）を次のとおり解除する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 上越地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|----------|---------|---------------------|
| 大貫(3)地区 | 上越市大貫4丁目 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1088号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成23年3月1日新潟県告示第205号)を次のとおり解除する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 豊岡地区 | 佐渡市豊岡 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1089号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成29年2月28日新潟県告示第196号)の指定を解除する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|----------|--|---------------------|
| 大貫(3)地区 | 上越市大貫4丁目 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1090号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成23年3月1日新潟県告示第206号)の指定を解除する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|--|---------------------|
| 豊岡地区 | 佐渡市豊岡 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1091号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|----------|---------|---------------------|
| 大貫(3)地区 | 上越市大貫4丁目 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 佐渡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 豊岡地区 | 佐渡市豊岡 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1092号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|----------|--|---------------------|
| 大貫(3)地区 | 上越市大貫4丁目 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 佐渡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|--|---------------------|
| 豊岡地区 | 佐渡市豊岡 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1093号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 区域の名称

川治上町(3)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市

川治

| | |
|--------|--------|
| 3251番 | 1号 |
| 3248番 | 2号 |
| 3227番 | 3号及び4号 |
| 3236番 | 5号 |
| 3231番 | 6号 |
| 3234番 | 7号 |
| 1592番7 | 8号 |

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオンタウン糸魚川

所在地 糸魚川市上刈六丁目439番1 外

設置者 イオンタウン株式会社 他2者

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社メガネスーパー 代表取締役 田中 由子 東京都杉並区高円寺南3丁目3番1号
他2者(変更後)株式会社VHリテールサービス 代表取締役 星崎 尚彦 東京都中央区日本橋堀留町一丁目
9番11号NEWS日本橋堀留町6階 他2者

3 変更年月日

令和2年11月1日 他

4 変更の理由

小売業者の名称及び住所並びに代表者氏名の変更のため

5 届出年月日

令和3年9月15日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、糸魚川市産業部商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和3年10月1日から令和4年2月1日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 フレスポ新発田

所在地 新発田市富塚三丁目12番13号 外

設置者 大和リース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、大規模小売店舗の名称）に関する届出

公告日 令和3年5月7日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和3年10月1日から令和3年11月1日まで

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月1日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

| 改正後 | | 改正前 | | | | | | | |
|--|---|-------|------|----|---|-----|---|--|--|
| <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>である感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p><u>(応援診療手当の特例)</u></p> <p>8 職員が、<u>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間中に市町村が施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定する施設をいう。）以外で実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務に従事したときは、第6条及び特殊勤務手当に関する規則（平成12年人事委員会規則第6-224号）第40条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として応援診療手当を支給する。</u></p> <p>9 <u>前項の手当の額は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>業務に従事した日1日につき35,000円（3時間に満たない場合にあっては、13,000円）</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>業務に従事した日1日につき8,000円（3時間に満たない場合にあっては、3,000円）</td> </tr> </tbody> </table> | | 職員の区分 | 手当の額 | 医師 | 業務に従事した日1日につき35,000円（3時間に満たない場合にあっては、13,000円） | 看護師 | 業務に従事した日1日につき8,000円（3時間に満たない場合にあっては、3,000円） | <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> | |
| 職員の区分 | 手当の額 | | | | | | | | |
| 医師 | 業務に従事した日1日につき35,000円（3時間に満たない場合にあっては、13,000円） | | | | | | | | |
| 看護師 | 業務に従事した日1日につき8,000円（3時間に満たない場合にあっては、3,000円） | | | | | | | | |

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

病院局公告

新潟県立病院診療材料調達業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集について（公告）

新潟県立病院診療材料調達代行業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次の

とおりに希望する者の参加を募集する。

令和3年10月1日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院診療材料調達業務委託

(2) 委託場所

新潟県立がんセンター新潟病院

新潟県立新発田病院

新潟県立リウマチセンター（対象3病院については以下、当院という。）

(3) 委託期間

令和4年3月1日から令和7年2月28日まで

ア 導入準備業務（契約締結後～令和4年2月28日）

イ 物品調達業務（令和4年3月1日～令和7年2月28日）

(4) 診療材料全般の調達業務

ア 当院が指定する材料についての見積業務

イ メーカー及びディーラー等との価格交渉及び結果報告

ウ メーカー及びディーラー等からの購入、代金支払い等

エ 新規材料の提案、同種同効品の整理、院内調整、関係者へのヒアリング、その他診療材料に関する業務全般の支援

オ 物品マスタメンテナンス等の電算管理業務

(5) 要求水準

「新潟県立病院診療材料調達業務仕様書」記載のとおり

(6) その他

当院が現在加盟している一般社団法人日本ホスピタルアライアンスの共同購入を継続するかどうかは当院の判断とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 単独事業者又は複数事業者のコンソーシアム（共同事業体）であること。ただし、一応募者の代表事業者又は構成事業者が、他の応募者の代表事業者又は構成事業者となることはできない。

(2) 令和3年4月1日現在、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器類」に登録されていること。（コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が当該名簿に登録されていること。）

(3) 本業務を受託するに当たり、以下の関係法令に基づく資格等を有していること。（コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が該当すること。）

ア 医薬品医療機器等法第39条に規定する高度医療管理機器等の販売業の許可

イ 医薬品医療機器等法第26条に規定する医薬品の卸売一般販売業の許可

ウ 毒物及び劇物取締法第4条の2に規定する毒物及び劇物の一般販売業の登録

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(6) 次のいずれかに該当するものは応募者となることができない。

ア 国税及び地方税を滞納している者

イ 本県の指名停止基準に該当し、指名停止処分を受けている者

ウ 令和3年10月1日以降、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者

(7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札を行った者でないこと。

(8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(9) 当院が加盟する一般社団法人日本ホスピタルアライアンスの共同購入に必要な諸手続き、運用に協力できること。

3 手続等

(1) 実施要項等の交付

ア 交付期間

令和3年10月1日(金)から令和3年10月21日(木)
土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 交付方法

交付場所での直接交付とする。(郵送による交付は行わない。)

(2) 参加申込及び参加資格の確認結果通知

ア 提出期限

令和3年10月1日(金)から令和3年10月21日(木)午後5時まで

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

(3) 質問書の提出期限、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 提出期限

(7) 参加資格に関する質問：令和3年10月8日(金)

(4) 提案書等に関する質問：令和3年11月2日(火)

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

実施要項及び仕様書等についての質問は、質問書を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後に提出先まで電話にて受信確認を行うこと。

エ 回答方法

質問に対する回答は、以下の日程までに電子メールにより行う。なお、質問の回答は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(7) 参加資格に関する質問：令和3年10月12日(火)

(4) 提案書等に関する質問：令和3年11月5日(金)

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和3年11月12日(金)午後5時まで

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

4 審査、失格及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院診療材料調達業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出された提案書及びヒアリング等の内容から総合的に評価して、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定委員会において特定する。なお、審査にあたって、提案内容の確認を必要とする場合は、別途実地調査等を実施する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 契約締結までに、参加資格要件を欠くこととなった場合又は欠くことが判明した場合。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。

(3) 結果の通知

選定委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。

5 その他留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項に規定する要求水準等の記載内容を承諾したものとみな

す。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 著作権

応募者が提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当院が必要とするときは、応募者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(4) 使用する言語、通貨単位等

応募に関して使用する言語は、日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類は字句の誤り以外は訂正不可とする。また、同一提案者が2以上の提案をすることはできない。なお、提出された書類は一切返却をしない。

(6) 営業活動の制限

応募者は、募集要項の公告から受託予定者の選定が終了するまでは、選定委員会委員及び事務局、新潟県病院局に対する本件業務に関する営業活動は一切禁止する。

(7) 失格要件

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 契約締結までに、参加資格要件を欠くこととなった場合又は欠くことが判明した場合。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。

(8) その他

ア 当院より提供する資料等は本件業務に係る参加資格審査書類、企画提案書及び業務経費見積書のみ使用に限り、本件業務以外での使用は一切認めない。

6 問い合わせ窓口

新潟県病院局業務課業務管理係（診療材料業務委託担当）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5557

電子メール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------------|------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| 別表第1（病院） | | | 別表第1（病院） | | |
| 市区町村名 | 病院の名称 | 所在地 | 市区町村名 | 病院の名称 | 所在地 |
| (略) | | | (略) | | |
| 小千谷市 | (略) | (略) | 小千谷市 | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | | 老人保健施設 水 仙の家 | 小千谷市元町10 —1 |
| (略) | | | (略) | (略) | (略) |
| 別表第2（老人ホーム） | | | 別表第2（老人ホーム） | | |
| 市区町村名 | 老人ホームの名称 | 所在地 | 市区町村名 | 老人ホームの名称 | 所在地 |
| (略) | | | (略) | | |
| 小千谷市 | (略) | (略) | 小千谷市 | (略) | (略) |
| | ケアハウス小千谷 さくら | 小千谷市小栗田 2732—13 | | ケアハウス小千谷 さくら | 小千谷市小栗田 2732—13 |
| | サービス付き高齢 者向け住宅 ヴィ ラわか葉 | 小千谷市若葉1 丁目14 | | | |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、加茂市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和3年10月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定を取り消した施設

| 施設の名称 | 施設の所在地 | 種別 | 面積（㎡） | 指定取消年月日 |
|--------------|------------|------------|-----------------|-----------|
| 上町コミュニティセンター | 加茂市上町5番20号 | 大広間 集会室 | 108.00 72.00 | 令和3年9月14日 |

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和3年10月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定を取り消した施設

| 施設の名称 | 施設の所在地 | 種別 | 面積（㎡） | 指定取消年月日 |
|------------|--------------------|-------|-------|----------|
| 新井克雪管理センター | 妙高市大字小原新田 584番地 | 第1作業室 | 93.00 | 令和3年4月1日 |
| | | 集会室 | 52.00 | |

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、関川村選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和3年10月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定を取り消した施設

| 施設の名称 | 施設の所在地 | 種別 | 面積（㎡） | 指定取消年月日 |
|------------|----------------------|-----|--------|-----------|
| 金丸ふれあい自然の家 | 岩船郡関川村大字金丸 118番地5 | 体育館 | 194.00 | 令和3年9月10日 |

正 誤

令和3年6月15日付け新潟県告示第780号（保安林の指定予定）中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|----------|-----------|
| 1 | 24 | 浦川原区飯室岩平 | 浦川原区飯室字岩平 |